

1. 米軍優位の不平等な日米地位協定が、米軍の特権を認めている

- A. 米軍基地の場所が限定されず、日米合同委員会の合意で決める「全土基地方式」。
基地の運営などに「必要なすべての措置をとれる」強力な排他的管理権。米軍は出入国自由。基地返還の際の原状回復や補償義務を負わない。
- B. 米軍人・軍属の公務中の犯罪（過失致死傷など）の第1次裁判権は米軍側にある、公務外の事件・事故の被疑者の身柄が米軍側にあるときは日本側が起訴するまでは身柄の引き渡しをしないなど、米軍側に有利な規定。
- C. 米軍機墜落事故でも米軍が現場を封鎖し、日本側は現場検証も事情聴取もできない。
米軍は事故原因の究明は二の次で訓練飛行を再開し、日本政府は容認してばかりいる。
- D. 基地周辺の住民による米軍機騒音訴訟で、騒音公害として違法性と損害賠償は認められるが、飛行差し止めは認められない。米軍の活動に日本政府の規制は及ばないため差し止めはできないと裁判所は判断する。米軍の活動に対し日本の行政権も司法権も及ばないのが実態だ。危険な低空飛行訓練も野放しである。
- E. 米軍という外国軍隊により主権が侵害され、憲法で保障された人権も侵害されている。
- F. こうした状態で、日本は真の独立国・主権国家といえるのか。

2. 首都圏の空を覆う横田空域、米軍が航空管制を握り、日本の主権を制限・侵害

- A. 東京、神奈川、埼玉、群馬、栃木、福島、新潟、長野、山梨、静岡の1都9県に及ぶ広大な地域の上空に、最高約7000メートル～約2450メートルまで、地表から6段階の高度区分で立体的に設定。日本列島の真ん中をさえぎる巨大な「空の壁」。
- B. 東京西部にある横田基地の米軍が航空管制を握り、民間機の通過を制限する。羽田空港や成田空港に出入りする民間機で、横田空域を通る定期便のルートはない。
- C. 航空管制の指示に従って計器飛行する大多数の民間機が、空域内を通るには悪天候などの緊急時を除き、一便ごとに飛行計画書を米軍に提出し、許可を得なければならない。しかし許可されるかどうか不確かなので、定期便ルートを設定できない。
- D. 羽田空港を使う民間機は、急上昇して横田空域を飛び越えたり、迂回したりする非効率的な飛行を強いられる。発着便の混雑時には、迂回してきた着陸機が行列をなす空の大渋滞も。飛行時間が長びき、ニアミスや衝突事故などのリスクも高まる。
- E. 横田空域は民間機の安全で効率的な運航を阻害する軍事空域。日本の領空なのに、日本の航空管制が及ばず、管理できない。空の主権を米軍によって制限・侵害されている。一種の「占領状態」といえる。

3. 横田空域を米軍は戦争のための訓練エリアとして利用

- A. 「空の壁」で囲って民間機をほぼ締め出したその空域を、米軍は横田基地を拠点にオスプレイなどの低空飛行訓練、パラシュート降下訓練、基地への大型輸送機の出入りなどに利用。だから米軍は横田空域を手放さない、全面返還しない。
- B. 横須賀基地を母港とする米軍の空母艦載機部隊が、2018年3月に厚木基地から岩国基地に移駐するまでは、艦載機（戦闘攻撃機）は横田空域の北部にあたる群馬県上空で激しい低空飛行訓練・対地攻撃訓練（射爆撃は伴わない）をしていた。
- C. 山口県東部にある岩国基地の米軍が航空管制を握る岩国空域もある。山口、島根、広島、愛媛の4県にまたがる地域の上空を、地表から約7000～約4300メートルの階段状の高度区分で覆っている。米軍の戦闘攻撃機などが激しい低空飛行訓練・対地攻撃訓練（射爆撃は伴わない）をしている。
- D. 本来、地位協定に基づいて提供されている訓練空域は28ヵ所（ほとんどが沖縄・本州・四国・九州周辺の海の上空）あり、米軍はその中で飛行訓練をするべき。しかし、全国にわかっているだけでも8本の低空飛行訓練ルート勝手に設定している。関東から中部にかけての飛行訓練エリアも設定。危険な低空飛行訓練も野放しである。それを日米合同委員会の合意で容認。
- E. 基地周辺や訓練飛行ルート下の住民に対して、騒音被害や墜落事故などの危険をもたらしている。このような低空飛行訓練などを米軍は、アメリカでは人家のない広大な演習場でおこなっている。米軍のダブルスタンダード。
- F. 空母艦載機はイラク戦争に出撃して空爆をしてきた。日本の空が米軍の戦争のスキルアップのための訓練エリアとして利用されている。
- G. 米軍機の訓練ルートや訓練時間など具体的な情報は非公開。その背後には、日米合同委員会の「米軍機情報隠蔽密約」がある。米軍機と自治体の防災ヘリやドクターヘリのニアミスや衝突事故などの危険があり、自治体は事前の情報提供を求め続けているにもかかわらず。

4. 世界的にも異例な横田空域に法的根拠はあるのか

- A. このような外国軍隊によって広範囲に管理される空域は、世界的にも異例。同じ第二次世界大戦の敗戦国で、米軍基地が置かれているドイツやイタリアにもない。
- B. この独立国にあるまじき事態が、なぜ続いているのか。
- C. 本来、日本の航空管制は航空法に基づき国土交通省の航空管制官が行う。例外的に自衛隊基地の飛行場とその周辺の航空管制は自衛隊に委任できる。しかし、米軍に委任できる規定は、航空法にはない。
- D. では、なぜ米軍が横田空域や岩国空域の航空管制を握っているのか。マスメディアでは日米地位協定に基づくと報じられたりする。
- E. 地位協定は米軍の基地使用と軍事活動の権利、米軍人の法的地位などを定めたもの

だ。しかし、その条文に両空域に関する規定はない。

- F. 私は国土交通省に対し、米軍が横田空域や岩国空域で航空管制を行う法的根拠を記した文書を、情報公開法に基づいて開示請求したが、全面不開示だった。その理由は「日米双方の合意がない限り公表されない」と両政府間で合意しており、公表したら「米国との信頼関係が損なわれる」からだという。
- G. 驚くべきことに日本政府は、主権が侵害されている大問題の法的根拠を明らかにしない。常にアメリカの顔色をうかがう日本政府らしい情報隠蔽だが、そうまでして隠そうとするのは、日米合同委員会の秘密の合意に関わっているからにちがいない。

5. 日米合同委員会は米軍優位の日米地位協定を支える機関。

- A. 日米合同委員会とは地位協定の運用に関する協議機関で、日本のエリート官僚と在日米軍の高官から成る。1952年4月28日の対日講和条約、日米安保条約、日米行政協定（現地位協定）の発効とともに発足した。
- B. 日本側代表は外務省北米局長で、代表代理は法務省大臣官房長、農林水産省経営局長、防衛省地方協力局長、外務省北米局参事官、財務省大臣官房審議官。アメリカ側代表は在日米軍司令部副司令官、代表代理は在日アメリカ大使館公使、在日米軍司令部第五部長、在日米陸軍司令部参謀長、在日米空軍司令部副司令官、在日米海軍司令部参謀長、在日米海兵隊基地司令部参謀長。
- C. この13名で本会議を構成し、その下に施設・財務・労務・通信・民間航空・刑事裁判管轄権・環境など各種分科委員会、建設・港湾・陸上演習場など各種部会が置かれ、各部門を管轄する日本政府省庁の高級官僚たちと在日米軍司令部の高級将校らが委員を務める。その全体が日米合同委員会と総称される。
- D. 協議は米軍基地の建設、米軍の駐留経費、米軍機に関する航空管制、米軍が使う電波の周波数、訓練飛行や騒音問題、米軍関係者の犯罪の捜査や裁判権、基地の環境汚染、基地の日本人従業員の雇用など多岐にわたる。
- E. 日本側は全て文官の官僚だが、アメリカ側は大使館公使を除き全て軍人。国際協議としては異例の組み合わせで、アメリカ側は軍事優先で協議に臨む。地位協定は米軍に基地の運営などに「必要なすべての措置をとれる」強力な排他的管理権を認めている。そのような米軍優位の地位協定を大前提にして協議する以上、アメリカ側に有利な合意となるのが実態である。

6. 密室協議と議事録や合意文書の非公開、情報隠蔽

- A. 日米合同委員会の本会議は隔週の木曜日に、ニューサンノーマー米軍センター（東京都港区の米軍宿泊施設）と外務省で交互に開かれる。分科委員会や部会は、各部門を管轄する省庁や外務省、在日米軍施設で、必要に応じて開かれる。関係者以外は立ち入れない密室協議。

- B. 議事録や合意文書は原則非公開。情報公開法による文書開示請求をしても不開示。国会議員にさえも非公開。合意の要旨は一部、外務省や防衛省のホームページなどで公開。ただ、米軍に有利な内容が削除されていたりする。合意の総数も非公開。
- C. 不開示理由は、日米合同委員会で「日米双方の合意がない限り公表されない」と合意し、公表すると「日米間の信頼関係が損なわれ、米軍の安定的駐留と円滑な活動が阻害され、国の安全が害されるおそれ」があるから。情報公開法第5条第3号の規定により非公開にできる「国の安全・外交に関する情報」に該当とされる。
- D. しかし「日米双方の合意がない限り公表されない」と、地位協定に明記されていない。日米合同委員会でそう取り決めているだけで、その合意文書そのものも非公開。
- E. そのため、外務省、法務省、警察庁、最高裁などの秘密資料・部外秘資料（法務省刑事局の『秘・合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料』、外務省の『無期限秘・日米地位協定の考え方』、最高裁判所事務総局の『部外秘・日米行政協定に伴う民事及び刑事特別法関係資料』など）、在日米軍の内部文書、アメリカ政府の解禁秘密文書などの調査を通じて、実態を探るしかない。そして、次のことが明らかになった。
- F. 日米合同委員会は米軍の特権を認める秘密の合意＝密約を生みだしてきた。

7. 米軍に法的根拠もなく横田空域や岩国空域の航空管制を委任する密約

- A. そのひとつが「航空管制委任密約」。日米地位協定にも、航空法にも規定がないのに、日米合同委員会の「航空交通管制に関する合意」（1975年）によって、米軍に基地周辺上空の航空管制を事実上委任して認めている。
- B. その存在は、1983年作成の外務省機密文書『日米地位協定の考え方・増補版』（地位協定の具体的な運用を解説した外務官僚用の裏マニュアル。『琉球新報』が入手して報道した）で言及されている。
- C. 「米軍による右の管制業務は、航空法第九六条の管制権を航空法により委任されて行っているものではなく、合同委員会の合意の本文英語ではデレゲートという用語を使用しているが、これは『管制業務を協定第六条の趣旨により事実上の問題として委任した』という程度の意味」
- D. 日米地位協定第6条では日米安保のために、民間用と軍事用の航空管制を日米間で「協調及び整合」を図り、必要な手続きなどを「両政府の当局間」で取り決めると定めている。実質的には軍事優先・米軍優先である。
- E. 「両政府の当局間」で取り決めたのが、「航空交通管制に関する合意」。しかし、その取り決めは「事実上」の「委任」で、法令上の委任ではない。「事実上」とは正式ではないが、実際に行なわれていることを黙認する場合に使われるものだ。
- F. 正式に法的根拠がないのに、地位協定第6条の「趣旨」を汲んで、米軍が占領時代から事実上していることだから認めて、「事実上」の「委任」をしたということ。
- G. 日本政府は「航空交通管制に関する合意」の合意文書は非公開とし、要旨だけは公

開。要旨には、米軍に対して基地とその周辺の空域における航空管制を「認める」とだけ書かれ、「事実上」の「委任」という部分は隠されている。まさに密約である。

H. 外務省機密文書『日米地位協定の考え方・増補版』には、日米合同委員会は「地位協定又は日本法令に抵触する合意を行うことはできない」と書かれている。従って、航空法上の法的根拠がない米軍による航空管制は、日本法令に抵触しており、そもそも日米合同委員会で合意できるものではない。

I. 日本政府が横田空域や岩国空域に法的根拠はあるというのなら、堂々と文書を公開して、誰もが客観的に検証できるようにすればいい。文書そのものは秘密にしておいて、そこに法的根拠が書かれていると主張しても説得力はない。民主主義の国としてあってはならないこと。

8. 日本の主権を侵害し、「憲法体系」を無視して、米軍に特権を認める日米合同委員会の密約。その数と全貌はわからないが、わかっているだけでも以下のとおり。

- ①「民事裁判権密約」(1952年)、米軍機墜落事故などの被害者が損害賠償を求める裁判に、米軍側は不都合な情報は提供しなくてもよく、そうした情報が公になりそうな場合は米軍人・軍属を証人として出頭させなくてもいい。
- ②「日本人武装警備員密約」(1952年)、基地の日本人警備員に銃刀法上は認められない銃の携帯をさせてもいい。
- ③「裁判権放棄密約」(1953年)、米軍関係者(米軍人・軍属・それらの家族)の犯罪事件で日本にとっていちじるしく重要な事件以外は第1次裁判権を行使しない。
- ④「身柄引き渡し密約」(1953年)、米軍人・軍属の犯罪事件で被疑者の米軍人・軍属の身柄を公務中かどうか明らかでなくても米軍側に引き渡す。
- ⑤「公務証明書密約」(1953年)、米軍人・軍属の犯罪事件で米軍が発行する公務証明書を、起訴前の段階でも有効と見なし公務中として、日本側が不起訴にする。
- ⑥「秘密基地密約」(1953年)、軍事的性質によっては米軍基地の存在を公表しなくてもいい。
- ⑦「富士演習場優先使用権密約」(1968年)、自衛隊管理下で米軍と自衛隊の共同使用になった富士演習場を、米軍が年間最大270日優先使用できる。
- ⑧「航空管制委任密約」(1975年)、「横田空域」や「岩国空域」の航空管制を法的根拠もなく米軍に事実上委任する。
- ⑨「航空管制・米軍機優先密約」(1975年)、米軍機の飛行に日本側が航空管制上の優先的取り扱いを与える。
- ⑩「米軍機情報隠蔽密約」(1975年)、米軍機の飛行計画など飛行活動に関する情報は、日米両政府の合意なしには公表しない。
- ⑪「嘉手納ラプコン移管密約」(2010年)、「嘉手納進入管制空域」の日本側への移管後も、嘉手納基地などに着陸する米軍機をアメリカ側が優先的に航空管制する。

9. 「日米両政府を拘束する」という日米合同委員会の合意の異常性

- A. しかし、日米合同委員会の合意はそれほどの効力を持つと考えられるものなのか。
ところが、『日米地位協定の考え方・増補版』は驚くべき解釈を示す。
- B. 「地位協定の通常の運用に関連する事項に関する合同委員会の決定（いわゆる『合同委員会の合意事項』）は、いわば実施細則として、日米両政府を拘束するものと解される」
- C. 日米合同委員会の合意が、法的定義も不確かな「いわば実施細則」として、たとえば航空法という法律を超越して、「日米両政府を拘束する」とは異常な解釈。
- D. 憲法にもとづく国権の最高機関、国会にさえも公開せず、主権者である国民・市民とその代表である国会議員に対して秘密にしたまま、ごく限られた高級官僚と在日米軍高官とが日米合同委員会の密室で結んだ合意が、「いわば実施細則」として、法律を超越して「日米両政府を拘束する」ほどの巨大な力を有しているというのだ。
- E. 日米合同委員会の密室の合意が、「憲法体系」の及ばない闇の領域から「日米両政府を拘束する」（実態は日本政府が拘束される。米軍は軍事優先で実質的には拘束されない）ほどの巨大な効力を密かに発し、日本の主権を侵害している異常事態。
- F. 在日米軍司令部の内部文書、「JOINT COMMITTEE AND SUBCOMMITTEES」（「合同委員会と分科委員会」2002年）にも、日米双方の代表は単に日米合同委員会委員の代表としてだけではなく、日米双方の「政府を代表する」とあり、「合同委員会での合意は日米両政府を拘束する」という説明がある。
- G. しかし、日米合同委員会を設置した法的根拠の地位協定第25条には「協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関」という規定はあるが、「合同委員会の合意事項は、いわば実施細則として、日米両政府を拘束する」などとは書かれていない。もちろん国会で承認された解釈でもない。ただ日米合同委員会の密室でそう合意しただけ。それ自体が密約といえる。

10. 「日本国憲法の上に日米地位協定があり、国会の上に日米合同委員会がある」

- A. 日米合同委員会は米軍の占領時代からの特権を維持し、変化する時代状況に応じて新たな特権を確保してゆくための「政治的装置」、「密約機関」。
- B. 米軍が日本の高級官僚との密室協議の仕組みを利用し、事実上の治外法権・特権を日本政府に認めさせる一種の「権力構造」。「いわば実施細則」の合意に法律を超えて「日米両政府を拘束する」ほどの効力を持たせる仕掛けも、そのため。日本政府の対米従属ぶりを象徴している。米軍の自由勝手な基地使用と軍事活動に歯止めがかけられない状態が続いている。
- C. 安倍内閣は、山本太郎参院議員の質問主意書への答弁書（2017年）で、日米合同委員会の合意は「地位協定の実施の細則を定める取り決めであることから、その内容について国会の承認を得る必要があるとは考えていない」と答弁した。

D. 故翁長雄志前沖縄県知事が米軍基地による被害に苦しむ沖縄の状況を踏まえて発した、「日本国憲法の上に日米地位協定があり、国会の上に日米合同委員会がある」という言葉どおりの現実が、沖縄だけでなく横田空域をはじめ日本全体を覆っている。

1 1. 日米合同委員会の情報公開、米軍有利の合意・密約の廃棄、合同委員会の廃止へ

- A. しかし、このままでいいはずはない。横田空域のような外国軍隊の手に委ねる空域の存在を許さず、米軍機の訓練飛行にも制限を加えているドイツやイタリアのように現状を改めていくべきだ。
- B. 基地の運営などに「必要なすべての措置をとれる」米軍の排他的管理権を見直し、ドイツやイタリアのように国内法を原則として米軍に適用し、必要な規制をかけられるよう、独立国にふさわしく地位協定を抜本的に改定しなければならない。
- C. 昨年、全国知事会が初めて地位協定の抜本的見直しを求める提言を発表し、日本政府に要請するなど、同様の問題意識も広がりつつある。「航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」を、提言は求めている。
- D. 日本政府は改定に後ろ向きだ。「運用の改善」と称する小手先の対応ばかりで、米軍の特権を見直そうとする姿勢はない。しかも、駐留外国軍隊には特別の取決めがない限り受入れ国の法令は適用されない、との見解を示す。
- E. しかし、駐留外国軍隊への国内法の原則適用は、実は国際的な常識である。沖縄県がドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスに調査団を送り、日米地位協定と比較してまとめた「他国地位協定調査報告書（欧州編）」によると、各国では米軍に対し航空法や環境法令、騒音に関する法令など国内法を原則適用している。低空飛行訓練も高度、飛行時間、訓練区域などに規制をかけている。横田空域のような米軍が航空管制を一手に握る空域もない。基地の排他的管理権も認めず、受入れ国の軍や自治体などの当局者の立入り権も保障される。
- F. 日本とは異なり、「自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の主権を確立、米軍の活動をコントロール」しているのだ。
- G. 国会に「日米地位協定委員会」を設置し、国政調査権により日米合同委員会の合意文書や議事録の全面的な情報公開をさせるべき。
- H. 米軍の特権を認める合意・密約も廃棄し、地位協定の解釈と運用を国会の管理下に置き、地位協定の抜本的改定とともに日米合同委員会も廃止すべき。地位協定を改定しても合同委員会の密室の合意（「日米両政府を拘束する」）システムが残れば、米軍優位の不平等な構造は解消されない。
- I. 横田空域・岩国空域の全面返還もむろん必要である。日本の空を米軍の戦争のために利用させないためにも。真の主権回復と主権在民の実現。戦後70年あまりにわたってかかえる課題が、横田空域と日米合同委員会の問題に鋭く映し出されている。

- J. 「他国地位協定調査報告書（欧州編）」などは、沖縄県のホームページに載っている。
より広く知られてほしい。それは地位協定の抜本的改定に向けた世論の広がりにもつながるだろう。
- K. 前述の全国知事会の提言を受けて、地方議会にも地位協定の改定などを求める意見書が出され、今年4月半ばの時点で、北海道・岩手など7つの道県議会と札幌市・長野市など122の市町村議会で決議された（『しんぶん赤旗』4月27日）。こうした取り組みの広がりも重
- L. ジャーナリズムが地位協定の問題点をさらに掘り下げ、米軍の特権を認める密約なども暴露し、改定の必要性を訴えることも望まれる。

- * 『横田空域』日米合同委員会で作られた空の壁（角川新書）吉田敏浩 2019年
- * 『日米合同委員会の研究』謎の権力構造の正体に迫る（創元社）吉田敏浩 2016年
- * 『密約・日米地位協定と米兵犯罪』（毎日新聞社）吉田敏浩 2010年
- * 『沖縄・日本で最も戦場に近い場所』（毎日新聞社）吉田敏浩 2012年
- * 『日米戦争同盟』（河出書房新社）吉田敏浩 2019年7月26日発売